

静岡県告示第428号

静岡県水循環保全条例（令和4年静岡県条例第16号）第16条第1項の規定に基づき、次に掲げる水源保全地域の区域を変更することとしたので、同条第7項において準用する第5項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和7年5月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

1 水源保全地域の名称

静岡市水源保全地域、浜松市水源保全地域、沼津市水源保全地域、熱海市水源保全地域、三島市水源保全地域、富士宮市水源保全地域、伊東市水源保全地域、島田市水源保全地域、富士市水源保全地域、磐田市水源保全地域、掛川市水源保全地域、藤枝市水源保全地域、御殿場市水源保全地域、袋井市水源保全地域、裾野市水源保全地域、伊豆市水源保全地域、御前崎市水源保全地域、菊川市水源保全地域、牧之原市水源保全地域、東伊豆町水源保全地域、長泉町水源保全地域、小山町水源保全地域、川根本町水源保全地域、森町水源保全地域

2 水源保全地域に含まれる土地の区域

図面のとおり

図面は静岡県くらし・環境部環境局水資源課及び静岡県庁県民サービスセンターに備え置くほか、静岡県ホームページ内に掲載する。

ホームページURL

<https://www.pref.shizuoka.jp/kurashikankyo/suido/suishigen/1052286/index.html>

3 水源保全地域の区域を変更する日

令和7年6月2日